

【資料】令和5年度由利本荘市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金

申請日時時点で介護保険等の指定を受けて運営を継続している下記の施設・事業所とします。

区 分	対象施設・事業所種別	補助基準額
入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	定員1名当たり12,000円に申請日時時点の定員数を乗じた額 ※ただし、市立で指定管理運営の介護老人福祉施設、短期入所生活介護については、定員1名当たり6,000円とする。
複合系	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	宿泊サービス定員1名当たり12,000円に申請日時時点の定員数を乗じた額+通いサービス定員1名当たり6,000円に申請日時時点の定員数を乗じた額
通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション	定員1名当たり6,000円に申請日時時点の定員数を乗じた額 ※ただし、市立で指定管理運営の通所介護については、定員1名当たり3,000円とする。
訪問系 及び 相談系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援事業所	車両1台当たり3,500円 ※ただし、従事者所有の車両を借り上げしている場合は、基準額に使用割合を乗じた額とする。
備 考		
<p>1 本荘由利広域市町村圏組合立の施設、空床利用型の短期入所生活介護事業所、医療系サービスみなし指定事業所、各介護予防サービスは補助対象外とする。</p> <p>2 複数のサービス種別または複数の施設を運営している場合は、各サービス種別または各施設の基準額を合算して申請することができることとする。</p> <p>3 新規開始、休止または廃止により、令和5年度における運営期間が11か月以下となる場合は、上記の基準額を12で除して運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める。）を乗じた額を基準額とする。なお、感染症等の発生により、保健所等の指示や助言に基づき、施設等を臨時休業した場合等については上記の施設等の休止には含まないこととする。</p> <p>4 訪問系及び相談系の事業所は上記3の運営月数を使用月数に読み替えて適用する。なお、補助基準は、申請日時時点で使用している車両を対象とする。</p>		